

## 2. 包括的な支援体制による事業の推進

### (1) 重層的支援体制について

共働き世帯や核家族の増加、生活様式の多様化に伴い、ひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050問題など制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯が増加しています。また、誰にも相談できない深刻な課題を潜在的に抱えている方、支援者のフォローを求めている方もいます。これら複雑化・複合化した地域生活課題は、相談を受けた支援機関の担当分野を超えてしまうこともあり、解決が困難な事例もありました。

このため、引き続き、第4期奥州市地域福祉計画では、地域生活課題について総合的に相談に応じ、分野の縦割りを越えて関係機関が協働して解決するために、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に推進していくこととし、以下の実施計画のとおり「奥州市重層的支援体制整備事業」を実施します。

### (2) 奥州市重層的支援体制整備事業実施計画

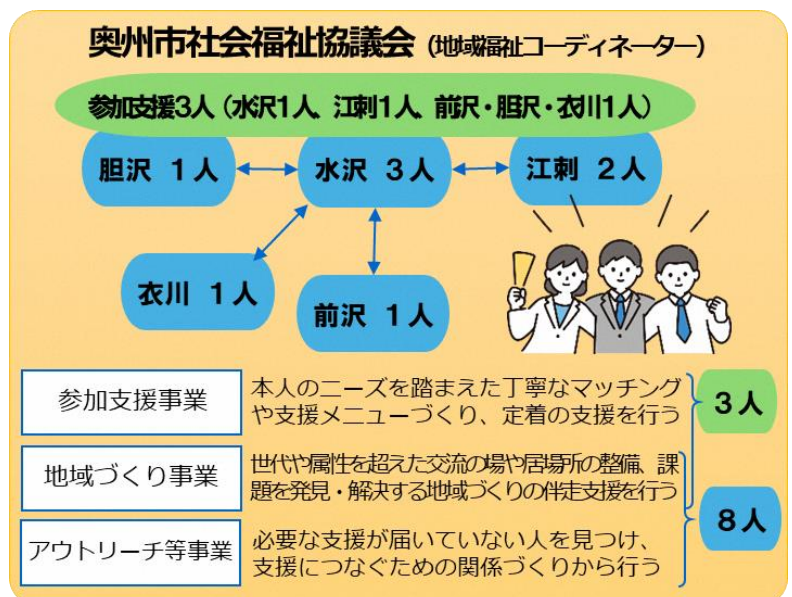
#### 【事業の推進体制】

#### ア. 包括的な相談支援体制の構築に向けた多機関協働推進員の配置

本市は、高齢分野の地域包括支援センターが行ってきた多職種や官民連携による「地域包括ケアシステム」が、今後は全分野において支援の基本的体制になるものと考え、令和7年4月の重層的支援体制整備事業の開始に合わせて、市直営の基幹型地域包括支援センターを全世代型の機関として位置づけ直し、重層的支援体制整備事業を主管する「地域共生社会課」としてリニューアルしました。基幹型センターの相談機能やノウハウ、ネットワーク等を活用し、分野を超えた相談に対応するとともに、多機関協働事業を担う「多機関協働推進員」を配置し、支援者支援や分野間の連携促進の取組を進めることで、世代や属性を問わない「包括的な相談支援体制」の構築を図っています。

#### イ. 地域福祉コーディネーターの配置による参加支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援・地域づくりに向けた支援の一体的な実施

社会福祉法人市社会福祉協議会が実施してきた地域セーフティネット会議や福祉活動専門員の配置など地域福祉分野の取組が、重層的支援体制整備事業で実施する「参加支援事業」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、そして「地域づくり事業」の取組と合致することから、市社会福祉協議会への業務委託により専任職員「地域福祉コーディネーター」を配置し、これら3事業を一体的に実施しています。



## 【各事業の内容及び実施体制】

### ①包括的相談支援事業

既存の相談支援窓口を活用しつつ、他分野の相談があった場合や世帯内に他分野の支援ニーズがあった場合などには、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います（従来の機能を維持する基本型）。

受け止めた相談のうち、単独では解決が難しい事例については、各種支援機関と連携を図りながら支援を行うとともに、支援関係機関間の役割分担や課題の整理が必要な場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

分野	事業名	事業内容	実施方法	箇所数	所管課
高齢	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるように、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携しながら、総合的な支援を提供	委託	8	地域共生社会課
障がい	(1) 基幹相談支援センター (2) 障がい者相談支援事業	障がい児・障がい者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供・助言・連絡調整、その他の支援を総合的に提供	委託	(1) 1 (2) 11	福祉課
子ども	利用者支援事業 (1) 特定型 (2) こども家庭センター型 (3) 妊婦等包括相談支援事業型	子どもやその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言・連絡調整等を実施	直営	(1) 1 (2) 1 (3) 1	(1) 保育こども園課 (2) こども家庭センター (3) 健康増進課
困窮	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者やその家族、関係者等からの相談に応じ、情報提供や助言・連絡調整を行うほか、就労の準備や住宅の確保、家計の改善など、さまざまな支援を提供	委託	1	福祉課

### ②参加支援事業

既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。対象者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間を調整のうえ、本人と支援メニューのマッチングを行います。また、既存の社会資源の拡充を図り、対象者のニーズや状態に合った支援メニューを作成します。

- ・地域福祉コーディネーターが、地域福祉分野のネットワークを生かし、自治会・行政区・地区振興会やそこで行われる活動、ボランティア団体、社会福祉法人のほか、農家や民間企業など福祉以外の分野も含め、多様な主体と対象者とのマッチングなどを行い、社会参加のニーズに対応します
- ・就労支援をはじめとする既存事業の活用や社会福祉法人連絡会との連携等により、本人のニーズを起点にした、新たな支援メニューの開発にも取り組みます

事業名	実施方法	箇所数	実施体制	所管課
参加支援事業	委託	1	参加支援を実施するため、市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター3人を配置	地域共生社会課

### ③地域づくり事業

既存の地域づくり拠点の機能を維持し、連携を図りながら、地域の社会資源を幅広く把握・分析したうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を行います。また、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、住民同士が気かけあう関係性が地域で生まれるよう促すとともに、分野や領域を超えて地域の担い手が出会いつながる場や機会が創られるよう支援します。

- ・地域福祉コーディネーターは、地区振興会との連携を深め、地区レベルでのニーズ把握や資源とのマッチング、モデル事業の検討などを行います
- ・また、行政区単位では、「地域セーフティネット会議」の拡充に向けた働きかけや、それに準ずる情報交換の場の開催支援などを行います

分野	事業名	事業内容	実施方法	箇所数	所管課
高齢	地域介護予防活動支援事業	いきいき百歳体操に取り組む住民主体の通いの場「よさってくらぶ」の立ち上げ・運営支援として、体験教室、体操指導・体力測定、重り・DVDの貸与などを実施	直営	1	地域共生社会課
高齢	生活支援体制整備事業	①地域生活支援コーディネーター（SC）による社会資源の把握と情報提供、支え合いの仕組みづくり ②協議体における関係機関との情報共有と連携体制づくり	直営委託（社会福祉法人）	直営1 委託1	
障がい	地域活動支援センター事業	障がい者等に対し創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を行う	委託（社会福祉法人）	4	福祉課
子ども	地域子育て支援拠点事業	地域ごとに拠点（エンゼルプラザ1カ所、子育て支援センター8カ所）を設置し、①子育て中の親子の交流の場の提供と交流促進、②子育て等に関する相談及び援助、③情報提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等を実施	直営委託（社会福祉法人）	直営3 委託6	こども家庭課
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域福祉コーディネーターが次の取組を実施 ①地域住民のニーズ・生活課題の把握 ②地域住民の活動支援・情報発信 ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開	委託（社会福祉法人）	1	地域共生社会課

### ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに消極的な人などに支援を届けるため、訪問支援（アウトリーチ）等を通じた継続的な相談支援を行います。

- ・地域福祉コーディネーターが、地域セーフティネット会議に参画する地域の福祉関係者やサロン・よさってくらぶ等の通いの場からの情報、各分野の会議、支援関係機関とのネットワークなど、様々な社会資源を通じて情報を収集し、支援が届いていない人・世帯を早期に発見して支援関係機関につなぎます

事業名	実施方法	箇所数	実施体制	所管課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	委託	1	アウトリーチ等支援と地域づくりを一体的に実施するため、市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター8人を配置	地域共生社会課

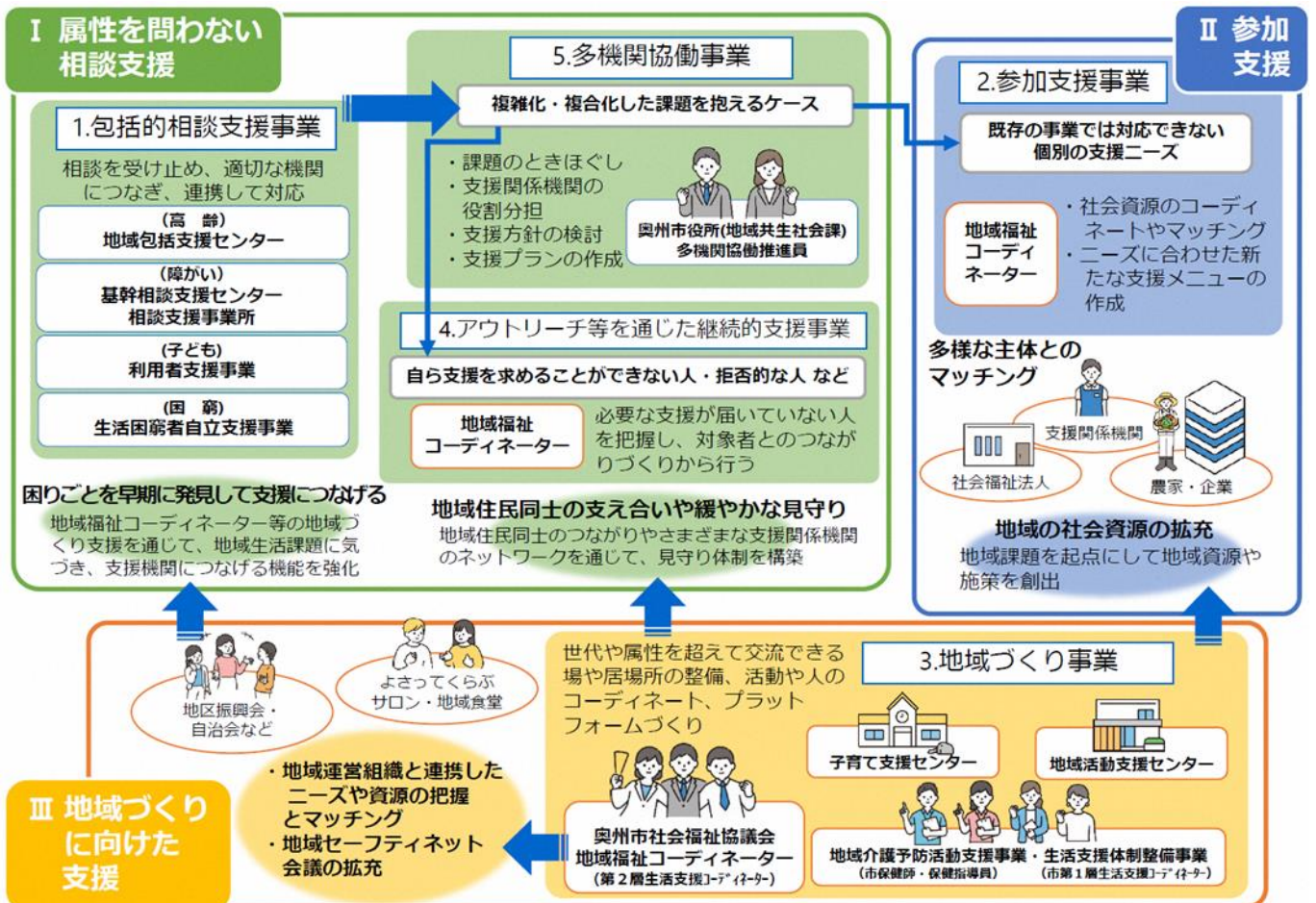
### ⑤多機関協働事業

重層的支援体制整備事業の進捗状況等を把握し、相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市全体の支援体制の構築と支援者の伴走支援を行い重層的支援体制整備事業の中核を担う機関を設置します。具体的には、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援が適切かつ円滑に実施されることを目的とした重層的支援会議を開催し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

- ・奥州市役所に配置した「多機関協働推進員」が、複雑化・複合化したニーズを抱える事例等の相談に応じ、支援関係機関の支援を行います
- ・支援関係機関同士の連携が促進されるよう、地域共生社会課が中心となり、支援者同士の顔の見える関係づくりやツールづくりなどに取り組みます

事業名	実施方法	箇所数	実施体制	所管課
【新規】多機関協働事業	直営	1	奥州市役所に多機関協働推進員を配置	地域共生社会課

### ■奥州市重層的支援体制整備事業イメージ



## 【各種会議の開催】

重層的支援体制整備事業では、地域共生社会課が次の会議を開催し、円滑な支援と事業の進捗管理を図ります。なお、定期開催・随時開催を組み合わせるなど、支援関係機関からの相談に柔軟に対応するほか、同様の機能を持つ各分野の会議との併催や統合など効果的・効率的な運営について検討を進めます。

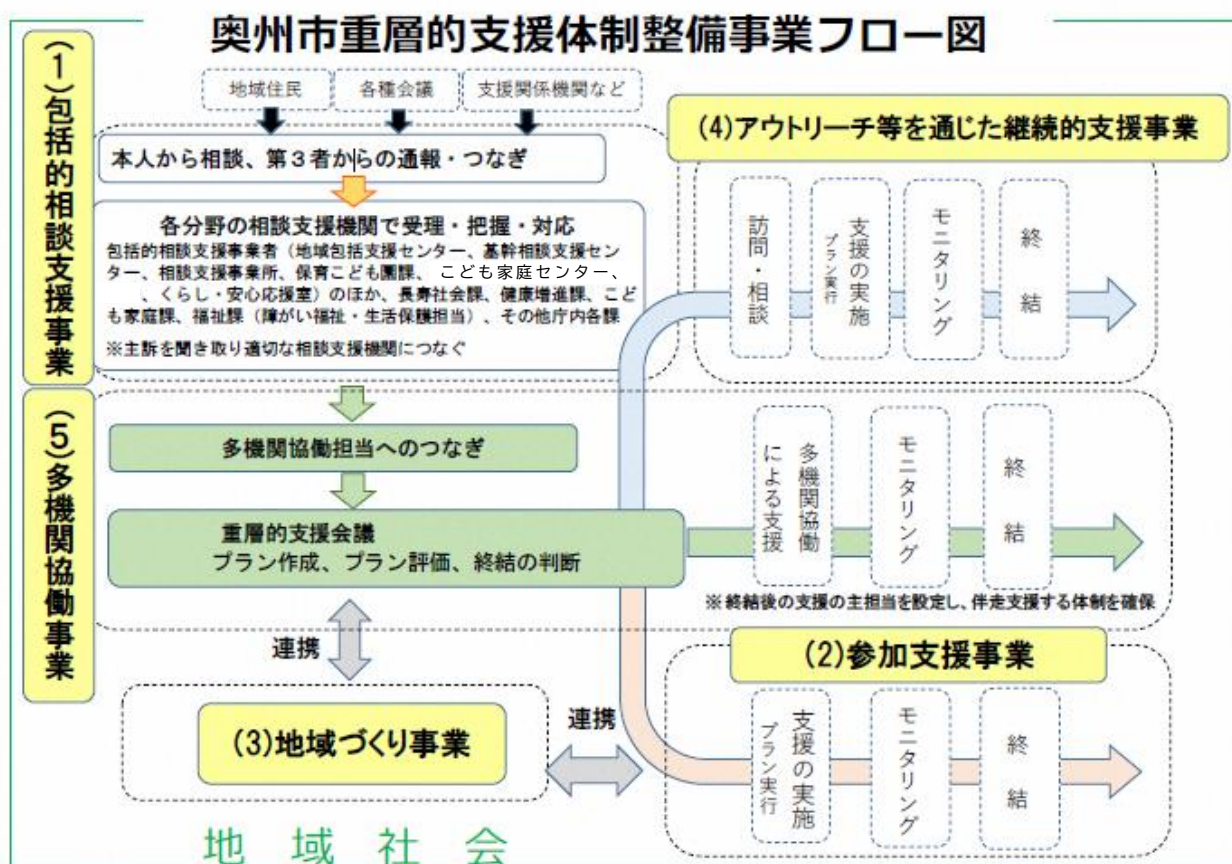
### ア. 重層的支援会議

重層的支援体制整備事業による支援を適切かつ円滑に実施するために、対象者本人の同意に基づき開催するもので、次の3つの役割を果たします

- ① 支援プランの協議（多機関協働、参加支援、アウトリーチ）
- ② 支援終結の判断
- ③ 社会資源の把握と開発に向けた検討

### イ. 支援会議

社会福祉法第106条の6に規定される会議で、構成員に守秘義務が設けられており、対象者本人の同意がない場合でも、構成員同士で複雑化・複合化した課題を抱える相談者について情報共有等を行うことができます。支援につながっていない潜在的な相談者を早期に発見でき、複数の支援関係機関等の情報共有と役割分担により、支援を受ける人やその世帯にとって適切なタイミングでよりよい支援が受けやすくなるといった効果が期待されます



## 【包括的な支援体制の構築と地域共生社会の実現に向けて】

本市では、重層的支援体制整備事業の実施を通じた「入口・出口支援」「相談支援体制の強化」「社会資源創出の仕組みづくり」の循環により、包括的な支援体制の構築と地域共生社会の実現を目指します。

### ア. 入口・出口支援の充実（潜在的ニーズへのアプローチ）

守秘義務のある法定の支援会議を設置することで情報共有が容易になり、福祉分野以外からも支援が必要な人の情報を得ることができます。そして、これまでのように相談者を待つのではなく、支援会議や関係機関・地域住民とのネットワークの中から相談者を把握し、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業でこちらから出向いて必要な支援につないでいきます（入口支援）。

把握した支援が必要な人に寄り添い、本人のニーズを起点とした伴走支援を実施します。本人が抱えるニーズにマッチする資源がない場合には、参加支援事業により支援メニューづくりから支援を行います（出口支援）。

これらにより、必要な人に必要な支援が届き、小火のうちに消火する、早期発見・対応を図ります。

### イ. 相談支援体制の強化（横連携と支援者支援）

各相談支援機関が包括的相談支援事業で相談を断らずに受け止め、1機関ではなく関係機関のネットワーク（横連携）で対応すること、世帯が抱える課題を解きほぐし支援を調整する多機関協働事業で支援者を支援することで本市の相談支援体制を強化し、相談者・支援者の双方の負担を軽減と生活課題の早期解決を図ります。

### ウ. 社会資源創出の仕組みづくり（地域も行政も）

参加支援事業を通じて相談者のニーズを起点に地域資源を活用し、支援メニューづくりを行っていきます。また、地域づくり事業で住民活動のコーディネートやサポートを行うとともに、福祉分野以外とも連携しながら、地域課題に気づき、解決に取り組むコミュニティの形成や、地域課題を起点にした地域資源や施策の創出につなげていきます。

## 【他分野との連携】

市全体での包括的な支援体制を構築するためには、市役所庁内の関係部署とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外関係者との連携も必要です。

また、次表のとおり、厚生労働省社会援護局及び各関係省庁・部局から、重層的支援体制整備事業との連携について通知が発出されているほか、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）において、事業実施により包括的な支援体制を整備する効果として、「災害や感染症の流行等の緊急事態の発生時における支援体制の充実を図ることができる」「地域への意識と、暮らしや文化、価値観の多様性を受け入れる意識を育むことにつながる」などが示されています。

交付金対象の高齢・障がい・子ども・困窮の4分野以外にも、さまざまな分野の施策と連携していくことが重要であり、地域共生社会課が中心となって庁内・庁外の連携促進に取り組みます。

■連携に関する通知

分野・制度・施策	通知日
ひきこもり支援	R3. 3. 29
自殺対策	
児童福祉制度・DV被害者支援施策等	
公共職業安定所等	
シルバー人材センター	
生涯現役促進地域連携事業	
水道事業	
保護観察所等	
地域生活定着促進事業	
教育施策	
子供・若者育成支援施策	
高齢者向け施策	R3. 3. 31
障がい保健福祉施策	

分野・制度・施策	通知日
子ども・子育て支援施策	R3. 3. 31
生活困窮者自立支援制度	
生活保護制度	
成年後見利用促進に係る取組	
社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等	R3. 4. 1
地域若者サポートステーション	
消費者安全確保地域協議会	R3. 10. 1
地域力創造施策	
地方創生施策	R3. 12. 1
農林水産施策	R4. 3. 1
地域循環共生圏に関する施策	R4. 6. 30
孤独・孤立対策	R6. 6. 24
犯罪被害者等施策	R6. 7. 18

■その他の通知

名称	通知日
多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について	R3. 3. 31
重層的支援体制整備事業における社会福祉法人による「地域における公益的な取組」等の推進について	

【評価・検証】

奥州市地域福祉計画の進捗状況への意見・提言を行う「奥州市地域福祉推進市民会議」において、毎年の評価・検証を行い、PDC Aサイクルに基づいた事業実施を図ります。

【活動指標と目標】

活動指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
重層的支援体制による支援件数（重層的支援会議及び支援会議での検討ケース実件数）	8件	25件
アウトリーチ支援のプラン作成件数 (支援会議で検討した者も含む実件数)	(※1) -	15件
参加支援のプラン作成件数（実件数）	(※1) -	10件
地域セーフティネット会議の開催回数、参加人数 (のべ)	750回／7,159名	870回／7,830名

※1 現状値「-」は事業未実施による。